

議案第 14 号

さぬき市犯罪被害者等支援条例の制定について

さぬき市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、この施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護、被害の早期回復及び軽減並びに生活の再建を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 2次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る他人の理解又は配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材、報道等により犯罪被害者等が受ける、精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、日常生活及び社会生活における平穏の侵害、経済的な損失その他これらに類する被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関 国、県、香川県警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に携わるものをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (8) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により2次被害が生ずることのないよう十分配慮して行わ

れなければならない。

- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、市及び関係機関による相互の連携と協力の下必要な支援が途切れることなく行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、関係機関と連携し、及び協力してこれを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、2次被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、2次被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談、情報提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行い、及び関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定による相談、必要な情報提供及び関係機関等との連絡調整を総合的に行うための窓口を置くものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等を支援するため、支援金の支給その他の必要な施策を講じるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第9条 市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響からの早期の回復及び日常生活の円滑化を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害

者等に対し、その居住の安定を図るため、一時的な居住のための住居の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

（市民及び事業者の理解の増進）

第11条 市は、市民及び事業者が、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、2次被害が生ずることの防止の重要性等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発その他の必要な施策を講じるものとする。

（民間支援団体への支援）

第12条 市は、民間支援団体による犯罪被害者等への支援の効果的な推進及びその活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第13条 市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等又は関係機関から提供を受けた個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（さぬき市営住宅条例の一部改正）

2 さぬき市営住宅条例（平成14年さぬき市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「心身障害者」の次に「、犯罪被害者等」を加える。

議案第 15 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(さぬき市表彰条例の一部改正)

第1条 さぬき市表彰条例（平成14年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(さぬき市情報公開条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) さぬき市情報公開条例（平成14年さぬき市条例第11号）第24条

(2) さぬき市行政不服審査条例（平成28年さぬき市条例第7号）第13条

(3) さぬき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年さぬき市条例第9号）附則第5項及び第6項

(さぬき市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) さぬき市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成14年さぬき市条例第28号）第5条第1項

(2) さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）第25条第3号及び第4号、第26条第1項第1号及び第4項第1号

(3) さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）第17条第2項第3号及び第4号

(さぬき市心身障害児福祉年金条例の一部改正)

第4条 さぬき市心身障害児福祉年金条例（平成14年さぬき市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。）

以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

議案第 16 号

さぬき市税条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

さぬき市税条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市税条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「正規の勤務時間以外の時間における勤務等」を「深夜勤務及び時間外勤務」に改め、同条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「を養育する職員」を「のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」に、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を「公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務」に改め、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、「公務の正常な運営を妨げる」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」に、「深夜における勤務」を「前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第3項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同条第4項後段中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「を養育する職員」を「のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」に、「当該子を養育する」とあり、第2項を「当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」及び「する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」を削り、「介護する」を「介護」に、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」を「深夜における」に、「公務の正常な運営を妨げる」を「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」に、「深夜における」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であ

る」に、「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」を「公務の運営に支障がある」に改める。

第１６条第１項中「定める者」の次に「（第１８条の２第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１８条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１８条の２ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１８条の３ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（２）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第９条第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

３ さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成１４年さぬき市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

議案第 18 号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「（以下「行政職8級職員」という。）」及び「、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第22条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第23条第2項中「及び第9条の2から第12条まで（第11条の2を除く。）」を「、第9条の2及び第10条」に改め、同条第3項中「から第12条まで（第11条の2を除く。）」を「、第10条及び第12条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	

38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500	

81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	418,000
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	418,300
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500	
87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800	
88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000	
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200	
90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500	
91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800	
92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000	
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200	
94		299,400	348,800	389,800	400,500	
95		299,700	349,200	390,200	400,800	
96		300,100	349,500	390,600	401,000	
97		300,300	349,800	390,900	401,200	
98		300,600	350,200	391,400	401,500	
99		301,000	350,600	391,800	401,800	
100		301,400	351,000	392,200	402,000	
101		301,600	351,500	392,500	402,200	
102		301,900	351,900	393,000	402,500	
103		302,200	352,300	393,400	402,800	
104		302,500	352,700	393,800	403,000	
105		302,700	353,200	394,100	403,200	
106		303,000	353,600	394,600	403,500	
107		303,300	353,900	395,000	403,800	
108		303,600	354,200	395,400		
109		303,800	354,700	395,700		
110		304,200		396,200		
111		304,600		396,600		
112		304,900		397,000		
113		305,100		397,300		
114		305,300		397,800		
115		305,600		398,200		
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				

	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再	1	291,400	400,300	455,100	549,800
任用短時	2	293,700	403,000	457,100	555,900
間勤務職	3	296,000	405,600	459,000	561,200
員以外の	4	298,200	408,100	460,900	566,100
職員	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	

	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
	43	395,400	468,000	523,100
	44	396,100	469,100	523,900
	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
	76		488,700	
	77		489,200	
	78		489,800	
	79		490,400	

	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500

27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	

	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900		
	79	255,100	292,200	329,000	350,100		
	80	255,300	292,500	329,500	350,400		
	81	255,500	292,800	330,000	350,900		
	82	255,800	293,100	330,400	351,200		
	83	256,100	293,400	330,600	351,500		
	84	256,300	293,700	330,900	351,800		
	85	256,500	293,900	331,300	352,200		
	86		294,100	331,700	352,500		
	87		294,300	332,000	352,800		
	88		294,500	332,300	353,100		
	89		294,900	332,600	353,500		
	90		295,100	332,800	353,800		
	91		295,300	333,200	354,100		
	92		295,500	333,500	354,400		
	93		295,900	333,700	354,700		
	94		296,100	334,000	355,100		
	95		296,300	334,300	355,500		
	96		296,600	334,600	355,900		
	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		
	101		297,900	335,800	358,100		
	102		298,100	336,000	358,500		
	103		298,300	336,400	358,900		
	104		298,600	336,600	359,300		
	105		298,900	336,800	359,800		
	106			337,200	360,200		
	107			337,600	360,600		
	108			338,000	361,000		
	109			338,200	361,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 193, 000	円 219, 600	円 248, 100	円 261, 700	円 287, 300	円 328, 400

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000

37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	

80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600	381,400	
111	297,800	328,800	363,100	381,900	
112	298,100	329,100	363,500	382,400	
113	298,400	329,400	363,900	383,000	
114	298,600	329,800	364,300	383,400	
115	298,900	330,100	364,800	383,900	
116	299,100	330,400	365,300	384,400	
117	299,400	330,600	365,700	385,000	
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		
120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			

	123	301,300	332,200				
	124	301,600	332,500				
	125	301,800	332,700				
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				
	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				
	133	304,200	334,900				
	134	304,500	335,300				
	135	304,800	335,700				
	136	305,100	336,100				
	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					

	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で規則で定めるものに適用する。

(さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「第2号」を「第1号」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「から第11条まで並びに第12条」を「及び第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、
「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては支給しない」とする。

（規則への委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（さぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 6 さぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年さぬき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「から第11条まで」を「、第10条」に改める。

附則第2項中「（平成14年さぬき市条例第34号）」を削る。

附則第4項中「（平成14年さぬき市条例第46号）」を削る。

附則第5項中「（平成22年さぬき市条例第5号）」を削る。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3

32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		

67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90	86	86	82		
95	91	87	87	83		
96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			

102	98	94	94			
103	99	95	95			
104	100	96	96			
105	101	97	97			
106	102	98	98			
107	103	99	99			
108	104	100	100			
109	105	101	101			
110	106	102	102			
111	107	103	103			
112	108	104	104			
113	109	105	105			
114		106	106			
115		107	107			
116		108				
117		109				
118		110				
119		111				
120		112				
121		113				
122		114				
123		115				

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1

10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3

45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	

80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1

14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36

49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	

84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24

37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	

72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		

107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110	110		
115	111	111		
116	112	112		
117	113	113		
118	114	114		
119	115	115		
120	116	116		
121	117	117		
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議案第 19 号

さぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市手数料条例の一部を改正する条例

さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表47の項中「イノシシ」の次に「及びシカ」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 20 号

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 21 号

さぬき市老人福祉センター条例の一部改正について

さぬき市老人福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

さぬき市老人福祉センター条例（平成14年さぬき市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「許可」を「前項の許可」に改める。

第8条中「者について、利用を拒否し、又は退場を命ずることができる」を「と認めるときは、福祉センターの利用を許可しない」に改める。

第9条中「福祉センターを利用する」を「第7条第1項の許可を受けた」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「該当する」の次に「とき又は福祉センターの管理上特に必要があると認める」を加え、「利用の」を削り、「又は利用を停止させる」を「利用を停止させ、又は許可の条件を変更する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により利用者に生じた損害について、市及び指定管理者は、賠償の責任を負わない。

第11条第2項中「定める額」を「定める基準額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

第12条中「前条の」を削る。

第13条中「指定管理者の決定に基づき」を「それによって生じた」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

第14条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表(1) 寒川老人福祉センターの表中「入場料」を「利用料金の基準額」に、「基本料金」を「基本利用料金の基準額」に、「超過料金」を「超過利用料金の基準額」に、「和室利用料金」を「和室」に改め、同表の備考第2項中「介護者1人に限り入場料を免除」を「当該介護者（1人に限る。）は無料と」に改め、同備考第3項中「利用料金を免除」を「に係る利用料金は、無料と」に改める。

別表(2) 長尾老人福祉センターの表中「料金」を「利用料金の基準額（1回につき）」に、「500」を「700」に、

「

小人（小学生以下）	200
割引利用券	入浴回数券（12枚つづり）を購入する場合は、大人5,000円、小人2,000円とする。

」を

「

小人（小学生以下）	200
-----------	-----

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のさぬき市老人福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさぬき市老人福祉センター条例（次項において「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例による新条例の利用料金に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 22 号

さぬき市春日ふれあいセンター条例の一部改正について

さぬき市春日ふれあいセンター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市春日ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

さぬき市春日ふれあいセンター条例（平成14年さぬき市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市長が」を削り、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。
（損害賠償）

第12条 利用者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条の見出し中「（利用料金の免除）」を「（利用料金の減免）」に改め、同条を第11条とする。

第7条第2項中「定める額」を「定める利用料金の基準額」に改め、同条を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

（利用の許可）

第7条 春日ふれあいセンターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、春日ふれあいセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、春日ふれあいセンターの利用を許可しない。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他に迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、春日ふれあいセンターの管理運営に支障があると認められる者

（許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、第7条の利用の許可を受けた者（次項において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は春日ふれあいセンターの管理上特に必要があると認めるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定により利用者に生じた損害について、市及び指定管理者は、賠償の

責任を負わない。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分			基本料金の基準額	超過料金の基準額
室利用	会議室 8 畳		3 時間以内 2, 0 0 0 円	1 時間につき 5 0 0 円
	研修室 3 2 畳		4 時間以内 8, 0 0 0 円	1 時間につき 2, 0 0 0 円
宿泊利用	大人	1 室 1 名利用	1 人 1 泊につき 7, 0 0 0 円	
		1 室 2 名利用	1 人 1 泊につき 6, 0 0 0 円	
		1 室 3 名以上利用	1 人 1 泊につき 5, 5 0 0 円	
	小人		1 人 1 泊につき 5, 0 0 0 円	
	幼児		1 人 1 泊につき 3, 5 0 0 円	

備考

- 「小人」とは、12歳未満の者をいい、「幼児」とは、3歳以上の者で就学前のものをいう。
- 3歳未満の者の宿泊利用は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日の前日までに、改正前のさぬき市春日ふれあいセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさぬき市春日ふれあいセンター条例（次項において「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- この条例による新条例の利用料金に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 23 号

さぬき市農林漁業体験実習館条例の一部改正について

さぬき市農林漁業体験実習館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議
会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例

さぬき市農林漁業体験実習館条例（平成14年さぬき市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（以下「利用者」という。）」を削る。

第13条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「、指定管理者の定めるところに従い」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条を第14条とする。

第11条ただし書中「利用者の責めによらない理由により利用できない場合」を「指定管理者が特別の理由があると認めるとき」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とする。

第9条第2項中「定める額」を「定める利用料金の基準額」に改め、同条を第11条とする。

第8条の次に次の2条を加える。

（利用の制限）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体験実習館の利用を許可しない。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他に迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体験実習館の管理運営に支障があると認められる者

（許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、第7条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は体験実習館の管理上特に必要があると認めるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定により利用者に生じた損害について、市及び指定管理者は、賠償の責任を負わない。

別表中「（第9条関係）」を「（第11条関係）」に改める。

別表の1の表中「1 入場料」を「1 浴場利用」に、「料金」を「入場料の基

準額」に改め、同表の注第2項中「介護者1人に限り入場料を免除」を「当該介護者（1人に限る。）は、無料と」に改め、同注に次の1項を加える。

3 宿泊利用者は、無料とする。

別表の2の表中「室利用料金（」を「室利用（」に、

基本料金	超過料金	冷暖房料金
------	------	-------

基本料金の基準額	超過料金の基準額	冷暖房料金の基準額
----------	----------	-----------

同表の注第1項中「利用料金」を「基準額」に改め、同注第3項中「室利用料金には」を「この表に掲げる基準額には」に改め、同注第4項を削る。

別表の3の表を次のように改める。

3 宿泊利用

施設名	区分	宿泊利用料金の基準額（1人1泊につき）		
		1室1人利用	1室2人利用	1室3人以上利用
宿泊交流室	大人	円 7, 000	円 6, 000	円 5, 500
	小人	—	5, 000	5, 000
	幼児	—	3, 500	3, 500

注

1 この表において「大人」とは、中学生以上の者をいい、「小人」とは、小学校に在籍する児童及びこれに準じる者をいい、「幼児」とは、3歳以上の者で就学前のものをいう。

2 3歳未満の者は、無料とする。

3 この表に掲げる基準額には、飲食に係る料金は、含まない。

4 次に掲げる日の基準額は、この表に掲げる額に3, 000円を加えた額とする。

(1) 4月28日から5月5日までの日及び12月31日から翌年1月3日までの日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定による休日の前日（当該前日が金曜日又は日曜日の場合に限る。）及び土曜日

(3) 前2号に掲げる日のほか、指定管理者が市長の承認を得て定める日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のさぬき市農林漁業体験実習館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさぬき市農林漁業体験実習館条例（次項において「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例による新条例の利用料金に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 24 号

さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１４年さぬき市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「ことができる」を削る。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第８条関係）

種別	単位	金額	備考
一般廃棄物（し尿） 収集手数料	収集したし尿の量が１８０リットルまでの部分	円 ２，１００	仮設便所（工事、催物等のために一時的に設置されたものをいう。）
	収集したし尿の量が１８０リットルを超える部分１８リットルまでごとにつき	２１０	に係る収集にあつては、１か所につき、２，１００円を加算する。
一般廃棄物（浄化槽汚泥）処理手数料	１８リットルまでごとにつき	６５	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第８条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後のさぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第２の規定は、この条例の施行の日以後に収集する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に収集した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 25 号

事業契約の締結について（さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び
運営 P F I 事業）

さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 P F I 事業について、次のとおり
事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に
関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、議会の議決を
求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 契約の目的 さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 P F I 事業
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約の金額 一金 5, 772, 031, 689 円
うち消費税及び地方消費税額 522, 432, 527 円
- 4 契約の相手方 香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34
株式会社さぬきスクールランチパートナーズ
代表取締役 岩 東 光 男
- 5 事業期間 議会の議決の日から令和 24 年 3 月 31 日まで